

中野区教育委員会会議録

平成30年第24回定例会

平成30年8月31日

中野区教育委員会

平成30年第24回中野区教育委員会定例会

○日時

平成30年8月31日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時38分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長職務代理 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当、学校・地域連携担当）

高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

指導室長 宮崎 宏明

教育委員会事務局副参事（子育て支援担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（子ども特別支援担当） 中村 誠

教育委員会事務局副参事（保育園・幼稚園担当） 濱口 求

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長職務代理 渡邊 仁

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

8人

○議題

1 議決事件

(1) 第31号議案 中野区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

2 報告事項

(1) 事務局報告

① デジタル福祉教材「あおぞら」について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

渡邊教育長職務代理

おはようございます。

本日は、伊藤職務代理が欠席のため、私が教育委員会の会議の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

では、本日、定足数に達しましたので、教育委員会第24回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

渡邊教育長職務代理

議決事件「第31号議案 中野区幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに、担当より議案の説明をお願いいたします。

副参事（保育園・幼稚園担当）

それでは、中野区幼稚園条例施行規則の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。お手元の議案書をご確認ください。

左側、下にございます「提案理由」でございますが、保育料の算定基礎となります市町村民税の所得割課税額の算定方法について、規定を整備する必要があるため、今回の議案を提出してございます。

おそれ入りますが、別添の補足資料をご覧ください。子ども・子育て支援法施行令、子ども・子育て支援法施行規則、こちらは、国の一部改正が公布されまして、区立幼稚園保育料の算定の基礎となります市町村民税の所得割課税額の算定について見直しを行う必要があるため、今回の規則の一部の改正をお願いするものでございます。

その下、1の「改正理由」でございます。指定都市の所得割課税額の算定について、都道府県から指定都市へ税源移譲に伴いまして、指定都市における都道府県民税と市町村民税の割合が改正されてございます。指定都市と他の市町村の居住者の税額が異なることとなりまして、不公平が生じることから、指定都市の市町村民税の所得割課税額の算定をするときは税源移譲前の算定方法を用いることといたします。

区立幼稚園の保育料につきましては、市町村民税の税額を算定の根拠としてございます。平成30年1月1日に指定都市に住居がある方の額につきましては、今回の法改正に基づきますと、その下の表にございます改正後の割合が他の市町村民税の方よりもふえてしまうという不公平が生じますことから、今回の規定を改めるものでございます。

その下、(2)の「未婚のひとり親の寡婦控除の適用について」でございます。保育料の算定に係る未婚のひとり親の寡婦控除の適用につきましては、平成28年度から規定をしているところではございますけれども、今回、内閣府令の改正に伴いまして文言の整理を行うというものでございます。

その次の、新旧対照表をご覧ください。ただいまご説明いたしましたところでございますが、右側が現行、左側が改正案となっております。第6条の3項のところに、理由としてお示ししました所得割課税額の算出割合につきまして、今回、この第3項を設けまして、指定都市に住居がある方も中野区内に住居を有する者とみなして所得割課税額を算出するというところで表記してございます。

また、下の現行のほうの6項のところに「所得税法第81条、租税特別措置法第41条の17若しくは地方税法」と記載してございます。先ほど申し上げましたとおり、文言を整理いたしまして、この下線部分のところを削除してございます。といいますのは、寡婦控除のみなし適用につきましては地方税法で適用するというふうにしておりますので、今回改めて、この所得税法と租税特別措置法の部分は削除するというところで整理してございます。

続いて、次のページの附則のところでございます。施行期日、「この規則は、平成30年9月1日から施行する」としてございまして、その後の準備行為でございしますが、改正後の第6条の規定によります中野区立幼稚園条例別表に規定する、所得割課税額の算出に係る手続その他必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができるということで、この保育料算定に係る準備の作業等は施行前から適用して行うことができるとつけ足しているものでございます。

私からの補足説明は以上でございます。

渡邊教育長職務代理

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

よく理解できなかったのですけれども、第6条の3項のところは、中野区に住んでいなくて中野区の区立幼稚園に入園する者ということになるわけなのですか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

説明が不足してしまして申しわけございません。例えば、平成30年1月1日現在に指定都市にお住まいになっていた方が中野区内に引っ越しをされて、年度の途中に入園をされるというケースがございます。そういった方の保育料の算定については、30年1月1日現在の住所地における市町村民税で算出いたしますので、そういった場合に、中野のお住まいの方と以前そちらの指定都市にいた方では課税の額に差がありますので、不公平が生じるということで、そういった方も中野に住んでいるとみなすという規定になってございます。

田中委員

十分理解できました。ありがとうございます。

それともう一つお聞きしたいのですが、これは国の法律の改正によって中野区の規則を改正するという事なので、例えば、中野区がこの規則の中で中野区の地域の特性を生かすとか、そういうことはあり得ないことなんでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

国の法改正がございまして、国としてはこういった不公平を生じさせないような規定が望ましいといえますか、そういったことができるというような通達になってございます。

中野区といたしましては、今回、そういった国の考え方に基づきまして規定を改めるといふものでございます。

田中委員

わかりました。

渡邊教育長職務代理

よろしいでしょうか。

そのほかに、質疑はございますか。よろしいでしょうか。

なければ、私からも。保育料について、こういった法律の話というのは少しわかりにくくて。実際に中野区に転入してきてこの適用をとると、保育園料は高くなる、安くなる。または、安かったものが高くなる、高かったものが安くなるのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

保育料の算定につきましては、保護者の方の所得に応じて算定をしております。その算定につきましては、先ほど来、お話をしております市町村民税という額に基づいて算定いたしますので、中野にお住まいの方、それから指定都市から中野区に引っ越されてきた

方について、算定の仕方を同じにするということで、その差はないと考えているところ
でございます。

渡邊教育長職務代理

例えば、保育園なんかですと今まで払っていて安くなる分にはおそらく構わないと思う
のですけれども、当然、市区町村によっての税率の違いで今までよりもちょっと高くなっ
てしまった人というのが出てくるのではないかなと。そういう人をフォローするような、
そんなには変わらなくても急に高くなってしまふのをカバーしてあげるとか、そういうの
は何かあるのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

中野区に転入されていらっしゃる場合、前住所地での保育料ですとか、あるいは市町村
民税といったところで算定をして、どれぐらいの額になるかというのはその自治体によっ
て様々かと思えます。ですので、ケースによっては高くなるケースと、もしかすると安く
なるケースがあるかと思えますが、今回調べましたところ、こういった対象となる方が三
人というところがございますので、私どもといたしましては中野区にお住まいの方と同じ
保育料をお支払いいただくということで対応させていただきたいと考えているところで
ございます。

渡邊教育長職務代理

もう1点なのですけれども、(2)の「未婚のひとり親の寡婦控除の適用について」という
ことで、言葉で言っていると変なのですけれども、寡婦が「寡婦又は寡夫」となっている。
最後の行ですけれども、3行目「未婚のひとり親を寡婦又は寡夫とみなす特例」が規定さ
れましたとなっているのですけれども、この規定の中の文章に、言葉の改訂というか、新
旧対照表の中にはこれは書かれていないのですけれど、どこかほかの場所に「みなす」とか
「寡婦」とかというのは。そこにこの言葉は入っていないのですね。これについてはいか
がでしょうか。

副参事（幼稚園・保育園担当）

ご指摘の「寡婦又は寡夫」というところがございますけれども、改正後の第6条第3項
により地方税の寡婦控除の規定を引用している部分により明記してございます。中野区で
もこういった未婚のひとり親家庭につきまして、今回の控除を適用するというところでござ
います。

渡邊教育長職務代理

ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。

なければ質疑は終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第31号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡邊教育長職務代理

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。

<委員活動報告>

渡邊教育長職務代理

次に、報告事項ですけれども、委員活動報告については事務局からご報告はございませんが、各委員からの活動報告がございましたらお願いいたします。

田中委員

活動報告ではないのですがけれども、先日、東京都の総合教育会議が開かれてその記事を読んだのですがけれども、その中で教科書の読解能力をしっかりと養うのが義務教育の根幹として非常に大事だということがテーマだったと。特に、AI時代を迎えて、その中でそのもととなるのは、教科書をきちんと読みこなすことだということが話題に出たと書いてあったのです。私たちも学校現場を視察したりしたときに授業の場面を見ていて、中野区ではあまりそういう子どもたちがいないような気がしているのですがけれども、指導室として何か中野の現状とか、あるいはそれに対するお考えがあれば、教えていただければと思います。

指導室長

子どもの読解力のなさというのは、最近、新聞で連載されている中にも書いてございましたとおりに、やはり今、ご指摘がありましたとおりに、最近の子どもはスマートフォンで短い文ばかりになれているので、これは親も含めてなのですがけれども、長い文章を読んだり書いたり、それを理解したりするのが非常に不得意というデータが出ております。当然、学校のほうは学習指導要領に示された、特に国語科を中心として様々な言語を読んだり書いたり理解したり、もしくは自分から主張したりということを体系的に行っておりますので、まずは学習指導要領の内容が確実に行われるように指導室では指導していますとともに、最近、言語活動というものが非常に重視されております。特にカリキュラムを編

成するときにはそういうことを重視して、とにかく長い文を書いたり読んだり、今、ご指摘のあったような、よく言われるのは都立入試なんかだと問題文が読めない。白紙の回答が多くなる原因はそもそも問題に書いてある意味がわからなくて答えようがないということがよく指摘されておりますので、高校入試の段階で問題文が読めないことがないように、しっかり小中学校に指導してまいりたいと思っております。

田中委員

よろしくおねがいします。

渡邊教育長職務代理

ほかにご発言はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

<事務局報告>

渡邊教育長職務代理

なければ、続いて、事務局報告に移りたいと思います。

事務局「デジタル福祉教材『あおぞら』について」、報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、今回改訂し、来月から運用が始まります、デジタル福祉教材「あおぞら」についてご報告いたします。

まず、改訂に至る経緯でございますが、今回、デジタル教科書として改訂した経緯をご説明いたします。この教材は今回初めて作成したわけではなく、小学校において障害者理解を深めるため、昭和59年3月に、当時の教育委員会が中野区福祉団体連合会や、中野特別支援学校等の協力を得て作成したものでございます。毎年度、冊子として区立小学校の第5学年全児童に配付してまいりました。

今回の改訂の狙いとしまして、平成18年度の改訂以降は特に大きな内容の見直しをしなかったため、現在の社会情勢や学習内容とずれてしまったこと。それから、デジタル化によりタブレット端末から閲覧できるようにして、調べ学習などがしやすいようにするためなどが理由として挙げられます。これがかつての冊子のものだったのですけれども、これをデジタル化していこうということでございます。

想定としましては、今、申し上げたとおりに、結果としてデジタル教材として各校の指導者用端末及び学習者用タブレットの端末から手軽に閲覧できるようになるとともに、ホームページと同様な構成であるため、児童が調べ学習を行いやすくなりました。

内容といたしましては、トップページから四つの学習のページに移動できるようになっ

ております。各学習のページの主な内容といたしましては、例えば「1 みんなともだち」というページにおきましては、中野区の福祉やその施設、特別支援教育の概要、特別支援学級、その学習内容など、そういうものが見られるようになっております。

そして、2番目といたしまして「ともに生きる」では、障害者差別解消法、目・耳・手足が不自由な方との共生について、そしてそれにかかわる関係図書のご紹介などがされております。一つ一つクリックしていただくと、それぞれのところでその内容がまた詳しく出ているという、ホームページのような構成になっております。

3番目の「ともに生きるまち中野」では、中野区の福祉施設、中学生のボランティアの実践、そして気づいてほしい設備やマーク、そういうものの学習ができるようになってございます。

最後に4番目の「ともにつくるまち」では、主に小中学校で展開しているオリンピック・パラリンピック教育の意義、その実践の様子などが紹介されております。当然、オリンピック・パラリンピック教育の目標の中には、障害者理解とか共生社会への実現などが含まれておりますので、そういうことにつながるように配慮されております。

資料にございますとおりに、これは協力団体ということが書いてございますが、主に編集したのは教育委員会の指導室でございますけれども、決して教育委員会だけで全て行ったわけではなく、外部団体としましては中野区にあります都立中野特別支援学校ですとか、中野区社会福祉法人、中野区社会福祉協議会、中野区福祉団体連合会などに一つ一つお問い合わせをして内容をお見せして、そこで間違いのない、これでよいといういろいろなご理解を得てつくっていったものでございます。当然、部署内におきましては、小中学校、そして特に特別支援学級でございますが、それから区内の各福祉施設、健康福祉部、地域支援あい推進室、都市政策推進室、子ども教育部などと協議をして、内容をお見せして、その上で作成したものでございます。

最後に、今後の予定でございますが、ものとしてはこのように完成しておるのですけれども、まだ学校には周知されておられませんので、9月の定例校長会においてその活用について校長先生方にお話をして、その上で、全小学校で活用を開始できるようにしてまいりたいと思っております。システム上はもう見られるようにはなっております。

私からの報告は、以上でございます。

渡邊教育長職務代理

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

小林委員

最初は昭和 59 年というと 30 数年前。当然、改訂はということなのですが、今、ここに 1 冊、私の手元にあって、これは発行が 29 年 3 月ということで、ずっと毎年当該学年というか、5 年生に配付ということなのですが、これは今後も継続していくということでしょうか。

指導室長

今回はこのようにいたしましたので、冊子としての発行は行いません。デジタル版で見るようにするというごさいます。

小林委員

もし、そういった統計、統計までいなくても実態を把握されているとしたらお答えいただきたいのですけれども、実際、活用の状況というのはどんなものだったのか。実績とか何かそういうことがあれば教えていただきたいと思うのですけれども。

指導室長

詳しい活用状況については数字では把握していませんけれども、主に活用する内容としましては、小学校 5 年生ぐらいのときに、総合的な学習の時間の中で障害者理解を学ぶときや、先ほどお話がありました、最近ですとオリンピック・パラリンピック教育の中にボランティアマインドとか障害者理解がございまして、それに触れるときに特にそういうことにつなげてということと、国語の教科書などで障害者の理解にかかわるような、例えば点字のこととか、そういうところが教科書の中に出てくるのです。そういうものが出てきたときにこれを出してきて、中野区ではこうですよと、発展的な内容で学ぶときに使っているということを伺っております。

以上です。

渡邊教育長職務代理

ほかにございませんでしょうか。

田中委員

内容は今、ざっくり見ただけなのですからけれども、例えば「ともに生きる」のところ、下のほうに「目の不自由な人と生きる」と幾つかありますけれども、心の問題とか発達に問題がある人とはという、そういった領域はどこかほかのところから出てくるのでしょうか。

指導室長

簡単に言うと知的障害の話だと思いますけれども、そのところはここのページの中で

は特に取り上げていません。このページでは主に肢体不自由の方とか、目とか耳とかのことしか取り上げておりません。

田中委員

そうすると、この冊子全体の中ではどこかほかにそういった部分を取り上げているところがあるのでしょうか。

指導室長

共生のところでは書いていないのですけれども、ここに書いてございますとおりに、全体的な特別支援教育の内容というところでそれぞれの、例えば、知的障害の特別支援学級ですとか難聴言語学級の様子とか、そういうところでは取り上げられております。

渡邊教育長職務代理

ほかに、何かございますか。

小林委員

内容を改めてここで拝見すると、非常に大切なことがたくさん書かれてあるわけなのですが、これをいかに有効に活用してもらえるかということだと思っております。これまで、または今後、活用に関してどういう工夫をしていくべきなのか、何かそういう構想なり、または計画をしているとすればどんなことがあるのか、教えていただきたいと思っております。

指導室長

申しわけありませんが、今の段階では、まずは校長会等を通してこれを啓発周知して、まずご活用を図っていただきたい。特にICT教育を推進しておりますので、それにあわせてぜひ活用していただきたいということを言おうと思っております。具体的なものは、今、こういう計画があるということはないのですが、ただし、ご指摘ありましたとおり、これは非常に大事なことです。例えば、オリンピック・パラリンピック教育を教育課程の中で当然入れていただくわけですけれども、教育課程説明会でその中にこれの活用を入れていただきたいとお願いをしたり、計画の中に必ず入れるようにとか。それから、ほかのときに、オリンピック・パラリンピック教育のときにパラリンピアンを呼んで講演とかをしていただいたりするのですけれども、そのときには必ず事前にこれで、例えば目の不自由な方だったらそこを見て調べてくださいとか、こちらとしてはそういうことをいろいろな例として考えてこれから学校のほうに提示してまいりたいと思っております。

小林委員

今、お話があったとおり、今後これをどういうふうに啓発したり、それから場合によっ

ては活用について活用手引きをつくるとか、すごく大事なかなと思います。

今回はもちろん、こういう形でどんどん進めていいかなと私は思うのですけれども、今後、例えば最初のタイトルが「福祉教材」となっているわけで、もちろん「福祉」という言葉も非常に重要ですし、今後もこういったものを生かしていかなければいけないと思うのですが、いろいろなことを盛り込んでいけば、例えば、キーワードはいろいろ考えられると思うのです。共生する社会であるとか、または人権教育と絡めていくとか、もう少し発展性のあるものにリニューアルしていけるのではないかなと思うのです。もう既にこの内容でタイトルとかそういったものを変えていくと、活用の範囲が広がると思うのです。

それから、これは教材というよりも一般の区民向けにも、かなりいろいろな点でご理解をいただく上でも役に立つのかなと思いますね。ですから、学校の教材というよりももっと広く、区民の財産として活用していただくような、そういうこともいろいろな部署と連携をしていくことが重要なかなと。

こうやってクリックしていくといろいろ広がって、理解が広がると思います。中身としてもよくできていると思いますので、ぜひ、つくったらおしまいではなくて、これをいかに活用していただくかという、そういうものを今後少し考えて、また、いろいろな機会があるときに報告をいただければありがたいなと思います。

渡邊教育長職務代理

ほかにございませんでしょうか。

なければ、私から、こちらはペーパーレス化ということで、刊行物をつくらないというやり方は、例えば今までこういったものを見られる能力のない方のために本をつくれとか、そういうご意見は常に承るわけですけれども、やはりペーパーレス化と時代の流れに即した形でやっていかなければならないということで、そういった意味で、刊行物をつくらないという手法は受け入れられるものかなと思っております。

そして、デジタル化の中で一番いいのは、随時アップできるということです。刊行物の場合は、そこで配ってしまうとそれをアップするときにどうしても訂正その他等が即時に行われないと。そういう意味では、こういったものをつくったら管理して、常にブラッシュアップしていくことが非常に重要だと思います。特に、教育委員会がこういうふうに発信した教材というような扱いでのものは初めてなのかなと、若干デジタル化では思うので、これをもとに今後、こういったものを発信していくツールとして役立てていただいて。これは要望になるのですけれども。

先ほど、これは活用していただきたいと小林委員はおっしゃったのですけれども、私の場合はもう少し強くて、活用してくださいではなくて、しなければならないという形で。せっかく教育委員会がつくったのに、学校でこれを使って授業をしていなければ何だったのだという話になって。これは中野区の福祉課がつくったのであれば、それを見ましようぐらいでも済むのですけれども、教育委員会がつくったとなるとこれを用いて教育の中に盛り込んでいただかないと。どういう形でやったのか、またはどういう形でやってほしいとか、そのあたりも指導室のほうから指導していただきたいと思っております。

前回の「あおぞら」の写真は確かに古い写真が多くて、今度はリニューアルして非常によかったなど。この中にも、シルバーホーンなんていうのが抜けていて、今どきありませんが、そういうのがあったのでよかったと思うのですけれども、そういった写真なんかもグレードアップしていただきたいと思います。

この中で一番気づいたのは、「みんなお友達」とか書いてあったときに障害者福祉。これは特別支援を必要とする子どもたちだけではなくて、高齢者施設なんかも入っていますので、障害者全体を扱っているとしたときに、「ともに生きる」といったところを開いていただけますか。こちらのほう、「ともに生きる」のほうですね。そうすると、耳の不自由な方、目の不自由な方、手足が不自由な方という形で、あくまで身体障害しか取り上げていないのです。「障害」と言ってしまった場合には、身体障害と精神障害と知的障害という3障害がメインになるわけで、これがしっかり網羅されていないと「障害者とともに生きる」という文章としては。これからどんどんアップしていけばいいのですけれども、これしか出てこないとなると少しもの足りないかなと。全部読んだわけではないのですけれども、そのあたりも我々が気づく範囲の中で、タイトルの中に知的障害とか精神障害というものが出来ないと、精神障害の方とか知的障害の方を理解することがなかなかできなくなってしまうので、この辺、もうちょっとわかりやすく。どう探しても出てこないのです。ですから、このあたりも少し直していただきたいなと思っております。そのあたりをこれから検討していただければと思います。

今、いろいろと言われたのですけれども、各障害を持たれている方、また、障害の方々の団体とかに見ていただいたということですのでけれども、でき上がってからももう一度見ていただきたいと思っております。一遍に渡されて、どうしてもなかなか見られないところもあるのですけれども、実際には障害は本当に多彩なので、多くの障害を持たれている方で同一障害ではないので、いろいろな団体その他等のご意見を聞ける形でそういった方々にまず

配付していただきたい。

あと、ちょっと気づいたのはユニバーサルデザインと。教科書を選ぶときに我々がお答えしたのですけれども、私たちも今、学会なんかでスライドをつくる時とか、ぽんとこれを見て、視覚障害のある方が見えない可能性があるのです。それを見えるかどうかというチェックを全部するのです。このごろカラーを使っているので、みんなきれいにつくるのですけれども、場合によっては色覚障害のある方には読めなくなってしまうので、スライドをつくったりとか、こういうをつくる時には、そういうチェックをするのです。教育委員会で作る場合には、そういったチェックはユニバーサルデザインという形で果たしてやっているかどうかというのも重要な課題になりますので、ぜひそういったことも意識して、色づかいなんかはつくっていただきたいと思います。

今、気づいた点はそれぐらいなのですが、今回は要望になりますが、一番重要なのは小林委員が言ったように、これをいかに学校で活用していただくかが肝となりますので、ぜひよろしく願いいたします。

ほかに、ご発言はございますか。

よろしければ、本報告は終了いたします。

そのほか、事務局から報告はございますか。

副参事(子ども教育経営担当)

特にございません。

渡邊教育長職務代理

それでは最後に、事務局から次回の開催についてご報告をお願いいたします。

副参事(子ども教育経営担当)

次回の教育委員会の開催でございますが、9月7日金曜日、10時から当教育委員会室にて予定をしております。

以上でございます。

渡邊教育長職務代理

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第24回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前10時38分閉会